

令和 7 年度

第 17 期第 4 回海区漁業調整委員会  
議事録

令和 7 年 6 月 17 日  
三重海区漁業調整委員会

日時 令和 7 年 6 月 17 日(火) 午前 10 時から 10 時 54 分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案 1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 報告事項 1 全国海区漁業調整委員会連合会第 177 回理事会及び令和 7 年度通常総会(第 61 回)の結果について
- 3 その他  
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 渋井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂  
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 千田良仁 奥村卓二 木村那津子  
中川かおり

欠席委員

松田浩一 倉島 彰

事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 中西健五  
主査 葛西学

行政

水産資源管理課  
(資源管理班)  
班長 竹内泰介  
技師 田中翔稀

傍聴者

なし

計 18 名

## ○矢田会長

ただいまから第 17 期第 4 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中松田委員、倉島委員の 2 名が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として濱田委員、木村委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

## ○事務局（中西主幹）

1 – 1 ページをご覧ください。

令和 7 年 6 月 6 日付け農林水第 24-1016 号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

## ○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

## ○水産資源管理課（田中技師）

資料の差し替えをお願いします。先程配布した資料をご覧ください。

まず、くろまぐろの国内の資源管理の背景と現状について説明します。差し替え前の資料の 1 – 6 ページ上段の「太平洋クロマグロの国内の資源管理について（経緯）」をご覧ください。国際規制の国内遵守体制について書かれています。2015 年 1 月に国際合意に基づく自主的管理として、くろまぐろの小型魚の自主的な数量管理が導入されました。2017 年 4 月には資源管理法施行令（政令）を一部改正し、くろまぐろを追加することで法律に基づく管理へと移行しました。2018 年 1 月に T A C が導入されて、くろまぐろの小型魚、大型魚ともに資源管理法に基づく数量管理を開始しました。2020 年 12 月には資源管理法から改正漁業法に基づく管理へと移行し、2021 年 1 月からはくろまぐろの小型魚、大型魚ともに数量管理を行うようになりました。2022 年 1 月からは船別の漁獲割当てによる管理が開始されました。1 – 6 ページ下段には、管理期間ごとの漁獲枠と小型魚の漁獲実績が示されています。

1 – 7 ページ上段をご覧ください。太平洋くろまぐろの親魚資源量の目標数値についての折れ線グラフになります。赤色の破線は 2022 年の親魚資源量を基にした初期資源量の 20% で約 12.5 万トンになります。オレンジ色の破線は親魚資源量の予測数値で、青色の太線が資源量の実績数値です。目標数値の 12.5 万トンは 2022 年に達成しました。1 – 7 ページ下段の「国際委員会における決定事項」をご覧ください W C P F C では親魚資源量の

増大を受けて、2025年からの漁獲上限を、2024年までの漁獲上限から小型魚を1.1倍、大型魚を1.5倍に増やしました。漁獲上限の未利用分については、漁獲上限の17%まで翌年に繰越しすることが年限なく適用されることになっています。小型魚の漁獲上限については、大型魚に振り替えることが年限なく適用されることになっています。

1-8ページ上段の「令和7管理年度の管理方策について」をご覧ください。下段には「令和7管理年度以降の「配分の考え方」」が示されています。令和7年度のくろまぐろの漁獲枠は、令和3年度から令和5年度の管理年度ごとの漁獲実績のシェアの平均値を用いて各県に配分することを基本としています。

1-9ページ上段の「令和7管理年度の当初配分」をご覧ください。まず、小型魚の都道府県の欄について、令和6管理年度で2,193.6トンだった配分が、令和7管理年度では2,927.7トンの増枠の配分となりました。次に、大型魚の都道府県の欄について、1745.9トンだった配分が、令和7管理年度では2,816.7トンの増枠の増配分になりました。1-9ページ下段の「令和7管理年度の都道府県別当初配分の案（小型魚）」をご覧ください。三重県の令和6管理年度の小型魚は33.8トンでしたが、令和7管理年度では47.4トンとなり増枠となりました。

1-10ページ上段の「令和7管理年度の都道府県別当初配分の案（大型魚）」をご覧ください。三重県の令和6管理年度の小型魚は28.8トンでしたが、令和7管理年度では45.8トンとなり増枠となりました。1-10ページ下段の「国の留保からの追加配分について」をご覧ください。当初配分に加えて、国の留保からの追加配分という措置があります。大臣管理区分、都道府県ごとに当初配分量の10%分までは未利用分を繰越しすることが可能となっています。そして、その繰越可能な数量を超える数量は国の留保に繰り入れて再配分します。

1-11ページ上段をご覧ください。令和6管理年度の未利用分の繰越しの基本的な考え方です。例えば、当初で100トン配分されたものの、結果的に83トンが漁獲されて17トンの未利用が生じた場合、令和7管理年度では、未利用分のうち10トンまで繰越ししが可能になります。それで、令和7管理年度は当初配分の100トンに加えて、前年度の未利用分の繰越し10トンを加えた110トンになります。

追加配分には、ご説明した前年度の繰越しの他、譲渡メリットや消化率メリットがあります。詳細は割愛しますが、1-11ページ下段に「令和7管理年度追加配分方針」を示しています。

それでは、先ほどの説明を踏まえた上で三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について説明します。差し替え資料の1-2ページをご覧ください。漁業法第16条第5の規定に基づき、くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量を以下のとおり変更します。くろまぐろ小型魚については、定置漁業が20.0トン、中型まき網漁業が14.7トン、養殖用種苗採捕漁業が4.5トン、その他漁業が22.0トン、県の留保枠が1.2トンです。大型魚については、定置漁業が16.2トン、その他漁業が32.8トン、県の留保枠が3.6トンです。

1-4ページの知事管理漁獲可能量の変更のポイントをご覧ください。

ポイント1、今回の諮問の内容は、国から令和7年6月2日付けでくろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知があったことに伴い、知事管

理漁獲可能量の配分を変更するものです。

ポイント2、くろまぐろについては、令和7管理年度の当初配分として、小型魚47.4トン、大型魚45.8トンの配分があり、漁業種類別には1-3ページの新旧対照表の右側のとおり配分されていました。

ポイント3、当初配分に対して、今回、国から以下のとおり15.0トンの追加配分がありましたので、県の留保枠に追加します。小型魚で15.0トン、大型魚で6.8トンです。小型魚の内訳は、令和6管理年度の県の繰越分が1.2トン、国の繰越分が13.8トンです。当初配分と合わせて62.4トンになります。大型魚の内訳は、令和6管理年度の県の繰越分が0.9トン、国の繰越分が5.9トンです。当初配分と合わせて52.6トンになります。

ポイント4、昨年度における漁獲状況について、小型魚の「定置漁業」「その他漁業」では、知事管理漁獲可能量の100%まで積み上りました。さらに、大型魚「定置漁業」「その他漁業」では知事管理漁獲可能量のそれぞれ99%、96%となっており、今年度も漁獲量の積み上がりが予想されています。また、7月からは小型魚「養殖種苗」において漁獲量の積み上がりが予想されます。この漁獲量の積み上がりについては、差し替え資料の1-6ページをご覧ください。左側の表は、上から順に「漁業種類別の漁獲量」「漁業種類別の漁獲配分量」「漁業種類別の消化率」となっています。右側の図は、漁業種類別の配分量と漁獲実績（小型魚、大型魚）で左側の表の数値を基に作成しています。図から分かることおり、小型魚の定置漁業とその他漁業では、令和4年度から令和6年度にかけて配分量に対して漁獲量が積み上がっています。大型魚についても同様の傾向が認められます。

ポイント5、令和7年3月24日付け農林水第24-1060号で三重県農林水産部長が通知した「くろまぐろの令和7管理年度における三重県の管理方針について」において、2kg未満の0歳魚の自動的な放流を推進しています。このため小型魚の積み上がり状況は例年と異なることが予測されることから、経過をみながら配分した方が良いと考えされました。

ポイント6、以上の理由から、今回の変更では、小型魚について県の留保枠から養殖種苗に1.0トンを追加するのみとし、余った漁獲枠は県の留保枠に追加することとします。大型魚については、県の留保枠から定置漁業に2.0トン、その他漁業に4.0トンを追加します。

ポイント7、これらの追加配分の案については、各関係漁業協同組合から同意を得ています。

1-5ページの「くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧」をご覧ください。

小型魚の漁獲実績について、5月末現在、県全体では12.5トン（26.4%）、定置漁業では6.4トン（36%）、中型まき網漁業では0.1トン（0.7%）、養殖種苗は0トン、その他漁業では6.0トン（52.6%）となっています。今回の配分案としては、県全体で15トンの追加配分がありましたが、養殖種苗に1.0トンのみ配分し、残りを県の留保枠に入れることとします。配分後の漁獲可能量は、県全体では62.4トン、定置漁業では17.8トン、中型まき網では14.7トン、養殖種苗は4.5トン、その他漁業は11.4トン、県の留保枠は14.0トンとなっています。

また、大型魚の漁獲実績について、5月末現在、県全体では14.2トン（31.0%）、定置漁業で4.9トン（34.5%）、その他漁業で9.3トン（32.3%）となっています。今回の配分案としては、県全体として6.8トンの追加配分がありましたので、定置漁業に2.0トン、

その他漁業で 4.0 トン、残りを県の留保枠に入れることとします。配分後の知事管理漁獲可能量は、県全体では 52.6 トン、定置漁業では 16.2 トン、その他漁業では 32.8 トン、県の留保枠は 3.6 トンとなっています。

以上で説明を終わります。

○矢田会長

それではただいまの説明についてご意見はありませんか。

○奥村委員

中型まき網漁業の令和 7 年 5 月末時点の消化率が低いですが、まき網漁がこれから行われるため消化率が 0.7% と低く、これから消化率が積み上がっていくことでしょうか。

○水産資源管理課（田中技師）

そうです。これから漁獲が積み上がっていきます。

○奥村委員

1 - 6 ページの右側の図ですが、中型まき網漁業だけ令和 2 年度と令和 3 年度の配分量と実績が乖離している状況ですが、令和 4 年度以降は消化率が上がっています。ここは何か変わったことはあるのでしょうか。

○水産資源管理課（田中技師）

当初配分と最終配分がどのようになっていたのかは分かりませんが、中型まき網漁業から他の漁業へ漁獲枠を譲渡していたりすると消化率が上がると考えられます。

○奥村委員

この中型まき網漁業は今 I Q 管理に移っているのでしょうか。

○水産資源管理課（田中技師）

船別で I Q になっています。

○奥村委員

ではこの 2022 年位から変わったのですね。

あと小型魚の方の追加配分を県の留保にすると説明していただいたのですが、いつ再配分するか見込みはあるのでしょうか。

○水産資源管理課（田中技師）

小型魚の積み上がりが認められる時期は例年 11 月から 12 月にかけてと聞いていますので、12 月に追加配分ができるように 10 月末に関係漁協等と打合せをして、追加配分の振り分け案を検討したいと考えています。

○事務局（中西主幹）

事務局から補足説明をします。I Q制によりくろまぐろの資源管理を行っているのは大臣許可である大中型まき網漁業になります。県内には知事許可の中型まき網漁業がありますが、大中型まき網漁業と同様のI Q制を導入している訳ではありません。中型まき網漁業者等で構成される三重県まき網連合会が個別割当による管理を導入しています。また、令和2年度や令和3年度において、中型まき網漁業の配分量と実績に乖離が認められた点ですが、くろまぐろ資源が回復途上にあったことが考えられます。現在ではくろまぐろ資源が急速に回復していますので、漁獲枠が足りない状況です。管理年度終盤で漁獲枠が余っている漁業種類があれば、県は関係漁協に漁獲が可能な漁業種類に漁獲枠を譲渡するように促してきました。そうすることで消化率メリットの基準を満たし、翌管理年度において国からの追加配分を受けることができるように対応してきました。くろまぐろの資源回復の状況に合わせながら、三重県のくろまぐろ方針も変更しています。

○濱田委員

くろまぐろ資源がだいぶ増えてきてるんですよね。どこまで資源が増えたら、TAC管理から抜けられるの。前のようにくろまぐろが獲れたら資源管理から外すっていうことはあり得ないのか。

○水産資源管理課（田中技師）

資源管理を外すことはないと考えられます。

○濱田委員

一度資源管理になった魚種は外すってことはないってことやね。

くろまぐろが増えてきたらその分だけ漁獲枠を増やしていくって感じなの。

○水産資源管理課（田中技師）

そうです。くろまぐろの資源状況が良ければ漁獲枠は増えていきますし、逆にくろまぐろを獲り過ぎて資源量が減少していくのであれば、以前の厳しい資源管理に戻っていくということも考えられます。

○木下委員

ここ2、3年でくろまぐろの子がどれらい増えたっていう。漁師の間ではものすごい話題になっている。くろまぐろ資源が回復したんとちやうかって言われてるなかで、漁獲が規制されている。三重県の漁獲枠の中で管理した時に極端にいうと捨てざるを得ない。

○濱田委員

漁獲枠が全然足りてない。

○木下委員

もっと漁獲枠を追加しようとすると、県に申し込まんとあかんの。どこへ申し込むの。

## ○水産資源管理課（田中技師）

三重県だけではなく日本全体でみてもくろまぐろ資源が増えているという声は聞かれています。日本は日本全体の漁獲枠を増やしてほしいと声を挙げていますが、諸外国は漁獲枠を増やすとくろまぐろ資源に影響を与えるという考え方から日本の増枠には否定的です。水産庁担当者と話した私の印象では、日本の漁獲枠の増大は大変厳しいと思われます。

## ○田邊会長職務代理者

日本などの先進国だけが規制を守ってき、守らない国が周辺にあるやんか。日本がくろまぐろの漁獲を減らしても、あっちがようけ獲つるとかはないの。

## ○濱中委員

周辺の国は無茶苦茶やつとるから分からんな。

## ○田邊会長職務代理者

周辺の国はくろまぐろの漁獲を隠して日本ばっかり漁獲規制っていうのはおかしい。そこはやっぱり国もちょっと強く主張してもらわなあかんと思う。

特に小型魚「その他漁業」なんかは、三重県でいうたら 800 隻から 900 隻位おるわけやんな。そのなかで漁業者の生活の糧になるようにということで、1 隻あたり年間 300 kg っていう漁獲制限を定めている。キロ単価 1,000 円として 30 万円やわな。年間、1 隻の最高でも。それくらいで漁獲制限を定めてやってきたけども、年間 300 kg っていうたら 800 隻おったら 240 トンの漁獲枠がいる。240 トン漁獲枠が要るなかを年間だいたい 24 トンでやつとるわけやでさ。その厳しさっていうのもやっぱり水産庁に伝えてもらわんとあかんのかな。例えば、県全体の漁獲枠 47 トン全部がその他漁業に配分されても年間 300 kg の漁獲制限っていうのは変えられへんもんでさ。150 トンや 200 トンっていう漁獲枠をくれるわけないしさ。そういう状況のなかで三重県が漁獲制限をやってるっていうことを、今まで水産庁に伝えたことあるんかなって気持ちがある。

## ○辻本委員

その他漁業に遊漁枠ってあるの。

## ○水産資源管理課（田中技師）

その他漁業の中には遊漁枠はありません。遊漁は水産庁が管理しています。

## ○辻本委員

そうすると遊漁の部分は釣り放題か。

## ○田邊会長職務代理者

制限がある。それは水産庁でやつとるもんで漁業者とは関係ない。別やもんでさ。

○辻本委員

それはちゃんと報告もできとんのかいな。

○田邊会長職務代理者

インターネットとかでも、せなあかんようにしとるみたい。けどそれも守れとるんかどうかっていうのはある。漁協管理の方が厳しくやっとるもんでき。分かりにくいところはあると思う。自己申告みたいなところがあるでな。

○濱田委員

遊漁は調べようがない。

○田邊会長職務代理者

遊漁は流通に入っいかへんわけやで。二本釣っても一本を採捕報告すれば通ってくと思うんさな。漁業者の場合やったら流通の段階でばれる。例えば、僕が二本獲ったっていうのは、一本しか獲ったらあかんのに二本売っとるやないかっていうのが市場でばれるけど、遊漁の場合はばれるっていうことがないと思うんさ。

○辻本委員

これだけくろまぐろが多くなると、遊漁枠は大賑わいするやろな。

○矢田会長

こういう漁業者の現状を県にも分かってもらって、来年度また努力してもらって何とか漁獲枠を増やせるようにお願いします。くろまぐろ産地の北海道や青森県の漁獲枠に近づかんでも、三重県よりも小さな漁業規模の他県と比較して負けないような漁獲枠を国の留保枠からとってきてほしい。皆さんくろまぐろを放流しとるんやでさ。くろまぐろがたくさんおっても獲れやんっていうのは、漁師にとっては情けないし張り合いがない。

○水産資源管理課（田中技師）

分かりました。

○濱田委員

ニュースに出とるけど青森の 100 kg 前後のくろまぐろが定置網に入った件、あれどないしどんの。全部逃がしているの。

○田邊会長職務代理者

100 kg のくろまぐろは中々 よう放流せんな。

○濱田委員

青森の定置網には 100 kg のくろまぐろが何百尾も入っているらしいよ。

○木下委員

尾鷲は2kgや3kgの小型やけどさ、青森は100kg。

○事務局（中西主幹）

濱田委員からご質問の青森県の定置網の件ですが、基本的には当初配分や追加配分で割り当てられた漁獲枠の中で管理をします。漁獲枠を超えて大量に入網した場合には、生存していれば放流することになります。また、くろまぐろの漁獲枠に積み上がりが認められるような場合には、水産庁に追加の配分を求めるすることができます。実は昨年度に三重県内で小型魚が積み上りましたので、国の融通による漁獲枠の変更を行いました。当初配分、追加配分に加えて、国から7.1トンも融通してもらえたので純粋に漁獲枠を増やすことができました。くろまぐろの漁獲状況をみながら国や他県から融通してもらうことができないかを打診することができると思います。

○矢田会長

それでは皆さん漁協のくろまぐろの漁獲状況を把握して必要なら県へ要望してください。他にご意見はありますか。

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、報告事項1「全国海区漁業調整委員会連合会第177回理事会及び令和7年度通常総会（第61回）の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

資料2をご覧ください。

令和7年5月12日に山口県山口市にて開催されました、「全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会」についてご報告します。本委員会からは、田邊会長代理職務者が出席しました。

2-1ページをご覧ください。第177回理事会になります。議題の内容は、当日に行われる通常総会の議事運営についてであり、第1号議案から第5号議案までの議事を行うことが承認されました。

2-5ページ以降が通常総会の資料になります。2-5ページをご覧ください。来賓は、水産庁の管理調整課沿岸・遊漁室 中村室長、土方課長補佐、久我免許調整係、一般財団法人東京水産振興会の長谷理事、山口県農林水産部の中村理事の合計5名でした。出席海区数は、72海区中37海区の過半数以上の会員が出席しており、総会は成立していました。

通常総会の資料は2-7ページからです。

2-8 ページ通常総会の次第になっています。

2-11 ページをご覧ください。第1号議案「令和6年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について」になります。

2-12 ページをご覧ください。令和6年度に実施した会議等の概要が書かれています。

2-16 ページ及び2-17 ページをご覧ください。こちらは令和6年度の収支決算書になります。

2-18 ページをご覧ください。本年度収入額から本年度支出額を引いた差引、つまり未処分余剰金が 73,131,429 円となり、その額を次年度の繰越金とすることが書かれています。

2-19 ページをご覧ください。こちらは「監事の意見書」です。監事から、適正であるとの監査報告が行われました。

2-20 ページをご覧ください。第2号議案「令和7年度事業計画案及び収支予算書案の承認について」であり、事業計画の案が示されました。

2-22 ページ冒頭をご覧ください。東日本ブロック会議について、今年度は三重県で行われます。10月20日（月）及び10月21日（火）になります。

2-23 ページをご覧ください。令和7年度収支予算書（案）になります。昨年度に引き続き、石川海区は会費が免除となっています。

2-25 ページ以降は、第3号議案「協議事項（中央要望活動）について」です。

2-28 ページをご覧ください。要望項目は全部で7項目あります。一部新規の要望項目としては、「事務局職員の資質向上について」です。事務局職員も頻繁に異動することから、法定の諮問事項に対する委員会の役割等について、具体的に整理した解説書を作成し、各事務局に配布することとなっています。新規の要望項目としては、「いか釣り漁業等への影響評価と漁具被害低減技術開発」です。くろまぐろ資源の回復によるイカ等の水産資源への影響評価を行うとともに、いか釣り漁業への被害を低減する実用的な技術開発を実施することとなっています。

2-48 ページをご覧ください。第4号議案「次期通常総会の開催地について」であり、東京都で開催する案が示されました。開催予定日は令和8年5月の開催になります。

2-50 ページをご覧ください。第5号議案「役員選出について」です。2-52 ページにある役員一覧（案）が示されました。なお、三重海区は今回役員県ではありません。

これら第1号議案から第5号議案につきまして、審議の結果、すべての議案が承認されました。

また、通常総会終了後に、元水産庁長官の長谷成人氏による講演が行われました。2-56 ページをご覧ください。講演のテーマは「これからの中区漁業調整委員会について」です。2-57 ページ以降が配布資料になります。この講演で強調されていたのは、「このからの中区漁業調整委員会は変わらなければならない」という点でした。水産業を取り巻く環境は変わってきています。事例としては、改正漁業法、漁業就業者数の減少、海洋極端現象の頻発があげられていました。さらに、東北地方でのサケ漁が不漁から凶漁になる一方で、サーモンの海面養殖や陸上養殖が生産規模を拡大している事例が紹介されました。

2-64 ページ上段の資料が講演の要点になります。「海の環境、社会の環境がこれだけ変わり、今後の激変も避けられない。今の環境に合わなくなつた規制はないか、次代を担

う若者の声に耳を傾け、陳腐化した規制を見直す主体となるのが漁業者及び漁業従事者を主体とした漁業調整委員会であって欲しい。」

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特ないようですので次に進みます。

その他（1）「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、7月22日（火）10時からの開催でいかがでしょうか。場所は三重海区漁業調整委員会委員室です。

議題としましては、遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示を予定しています。

○委員

(意見異議なし)

○矢田会長

次回の委員会は7月22日（火）でお願いします。

それではこれをもちまして、委員会を閉会します。